

募集します！

子どもの権利に関する イベント企画団体



—— 11月20日は「かわさき子どもの権利の日」——

国連で「子どもの権利条約」が採択された日にちなみ、「川崎市子どもの権利に関する条例」により定められたものです。子どもの権利について広く知ってもらうため、この日の前後1か月の期間に市と市民の皆さんとでさまざまな事業を実施していきます。

「かわさき子どもの権利の日（11月20日）」の前後1か月の期間に、市内で子ども・子育て支援や子どもの権利に関するイベント（講演会、ワークショップ、プレーパークなど）を参加費無料（材料費等の実費負担を除く）で実施する団体を募集します。詳細はお気軽にお問合せください。

対象団体：川崎市内に活動拠点があり、地域に根ざした活動をしている
NPO法人及び市民団体等

募集数：10団体程度〔選考あり〕

事業実施期間：11月20日の前後1か月以内（10月中旬～12月中旬）

- ◆ 事業実施にかかる経費（会場費、謝礼、広報費、消耗品費、運搬費に1団体18,000円を限度[※]）を支援します。また、公共施設でのチラシ配布等の広報支援も行います。

※ 審査あり。当該事業の実施にあたり公的機関から助成金等を受けている団体や当初の計画から内容が大きく変更となった企画等は対象外となります。なお、企画を実施する団体のメンバーが講師をする場合の講師謝礼や、個人に係る経費、保険料、振込手数料、交通費、食料費、飲食代等、上記に当てはまらないものは対象外となります。

- ◆ 昨年度の企画例…講演会やワークショップ、子どもが運営主体のイベントなど。
- ◆ 各団体1名、会議（年1回程度）に参加をしていただく場合があります。

募集期間：令和8年4月20日(月)～5月29日(金)

※ 締切日必着（裏面の申込書を持参する場合は5月29日(金)17時まで）

* 申込書、申込方法は裏面にあります。応募された方へは、事業計画書や団体の活動資料等の提出依頼を後日メールでお送りします。



Colors, Future!

いっしょに、未来。

川崎市



11年度はかわさき子どもの権利の日

「子どもの権利条例」については、
こちらをご覧ください。

川崎市 子どもの権利条例

検索



条文リンク
二次元コード

子どもの権利に関するイベント企画 (市民企画事業団体) 申込書

<申込方法>

インターネット又は、本申込書欄にすべて記入の上、下記の申込み先まで持参・郵送でお申し込みください。

インターネットで申し込む場合は、右記の二次元コードのリンク先から。又は、市ホームページ（市トップページ→市政情報→人権・平和・交流→子どもの権利施策→かわさき子どもの権利の日事業について→「かわさき子どもの権利の日を盛り上げる市民団体を募集します！」）からお申し込みください。

【申込締切日：令和8年5月29日必着（持参の場合は5月29日17時）】



申込フォーム
二次元コード

団体名： _____ (ふりがな)

担当者の名前： _____ (ふりがな)

連絡先住所：〒 _____ - _____

連絡先電話番号： _____ - _____

メールアドレス： _____

・実施予定企画名： _____

・過去当該事業への参加有無： 有（ _____ 年度） 無

・実施予定日： 令和8年 _____ 月 _____ 日（上旬・中旬・下旬）

* 令和8年10月中旬～12月中旬の事業が対象になります。

* 実施予定日が未定の場合は、空欄でも結構です。

* 申込み受付後、事業計画書や団体の活動実績資料を提出していただきます。



<問合せ・申込み先>

かわさき子どもの権利の日事業事務局

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市こども未来局青少年支援室 青少年育成・子どもの権利担当

電話：044-200-2344 メール：45sien@city.kawasaki.jp

* 持参の場合は、令和8年5月29日（金）17時までに「川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所本庁舎15階 こども未来局青少年支援室」へお持ち込みください。

* この申込みで得た個人情報の取り扱いは川崎市個人情報保護条例に基づきこの事業の実施のみに利用し、ご本人の了解なく他の目的には利用しません。